2026 年11月15日

アスリートパスウェイ要綱

一般社団法人日本パラ射撃連盟
選手強化委員会

第 1 章　総則

第1条　（目的）

本要綱は、日本パラ射撃連盟（以下「当連盟」という。）が、パラ射撃競技における次世代選手の育成から国際競技力の向上に至るまでの一貫した育成・強化の道筋（以下「アスリートパスウェイ」という。）を明確にし、将来のパラリンピック競技大会、世界選手権大会、アジアパラ競技大会、その他の国際大会において日本代表選手として最高の競技力を発揮できる選手を継続的に輩出することを目的とする。

また、本要綱は、競技力の向上のみならず、日本代表選手としての資質及び心構え、パラスポーツ及び射撃競技の価値理解、競技規則、クラス分け、アンチ・ドーピング、インテグリティ、コンプライアンス等を含む全人的成長を重視する。

第2条　（位置付け）

（1）本要綱は、当連盟における強化指定選手及び育成選手の選考、評価及び区分の移行に関する基本的事項を定める上位要綱とする。

（2）国際大会への派遣選手の選考については、本要綱によらず、別途定める派遣規程による。

第 2 章　アスリートパスウェイ区分

第3条　（区分）

アスリートパスウェイは、次の区分により構成する。

（1）強化指定選手

① 強化指定選手 A

② 強化指定選手 B

③ 強化指定選手 C

（2）育成選手

第 3 章　強化指定選手

第4条　（目的）

　強化指定選手は、国際大会において入賞又はメダル獲得を目指す競技力を有する選手として位置付け、パラリンピック競技大会、世界選手権大会、アジアパラ競技大会等を見据えた重点的な強化の対象とする。

第5条　（指定期間）

　発表があった日から 2029 年 3 月 31 日まで

第6条　（対象種目）

　ロス 2028 パラリンピック競技大会で実施の 13 種目

第7条　（申請指定および指定プロセス）

　以下のプロセスを経て、種目ごとに強化指定選手として承認される。

　(1)選手は、評価対象競技会で別添に定める基準点を達成する。

　(2)選手は、当該大会の最終日から 1 週間以内に、申請書および強化指定選手等行動規範誓約書を選手強化委員会に提出する。

　(3)選手強化委員会は、申請者に対してヒアリングを実施し、「第 17 条(対象者)」に該当するかを確認する。

　(4)選手強化委員会は、審議のうえ承認する。

　(5)選手強化委員会は、理事会に報告する。

　(6)一人の選手が複数の種目について基準点を達成した場合は、当該複数の種目について重ねて強化指定を受けることができる。

第8条　（ランク）

　強化指定選手のランクを以下のように定める。

　A:ロサンゼルス 2028 パラリンピック競技大会でメダル獲得の可能性がある選手。

　B:ロサンゼルス 2028 パラリンピック競技大会で入賞の可能性がある選手。

　C:国際大会で入賞の可能性がある選手。

第9条　（評価方法およびランクの更新）

　当該種目について別添に定める基準点を元に強化指定選手のランクを評価する。

　指定期間中に、評価対象競技会で上位ランクの基準点を達成した場合は、上位ランクへの申請が可能となる。

　また、以下のいずれかに該当する選手は、第 7 条(1)の規定にかかわらず、当該ランクへ

の申請が可能となる。

（1）パラリンピック競技大会の出場枠（DQ）を獲得した選手

→ 強化指定ランク A

（2）アジアパラ競技大会において 3 位までに入賞した選手

→ 強化指定ランク A

（3）WSPS 世界選手権において 3 位までに入賞した選手

→ 強化指定ランク A

第10条（評価対象競技会）

別添に定める。

第 4 章　育成選手

第11条（目的）

育成選手は、将来の強化指定選手及び日本代表選手となることを目標とする重要な育成段階に位置付け、競技力の基礎的向上並びに競技者として必要な知識、態度及び行動様式の習得を目的とする。

第12条（指定期間）

発表があった日から翌年度末まで

第13条（対象種目）

R1～R9，P1～P4 及びビームピストルの 14 種目

第14条（指定方法）

以下のプロセスを経て、ライフルまたはピストルの育成選手として承認される。

（1）選手は、別添に定める基準点を達成する。

（2）選手は、第 15 条に定める書類を、選手強化委員会に提出する。

（3）選手強化委員会は、申請者に対してヒアリングを実施し、「第 17 条（対象者）」に該当するかを確認する。

（4）選手強化委員会は、審議のうえ承認する。

（5）選手強化委員会は、理事会に報告する。

第15条（申請方法）

基準点を達成した大会の最終日から 1 週間以内に、申請書及び強化指定選手等行動規範誓約書を、選手強化委員会に提出しなければならない。過去に指定を受けたことのある

選手も、指定期間の満了前後を問わず、同様の手順により再度申請を行うことができる。ただし、再度申請は 1 回までとする。

第16条（評価対象競技会）
別添に定める。

第 5 章　共通事項

第17条（対象者）
評価対象競技会時において次の項目のすべてを満たすこととする。
（1）日本国籍を有していること。
（2）当連盟ならびに日本ライフル射撃協会会員であること。
（3）射撃競技を行なう上で心身ともに適した状態であること。
（4）有効な IPC ライセンスを有していること。（育成は申請中も含む）
（5）当該種目の銃を所持していること。
（6）申請するランクに応じ、次に掲げる有効なクラス分けを有していること。
① 強化指定選手 A 及び B：WSPS の国際クラス分け
② 強化指定選手 C 及び育成選手：WSPS の国際クラス分け又は国内クラス分け
（7）直近のパラリンピック競技大会を目指す意思があること。（育成は将来のパラリンピック競技大会も含む）
（8）当連盟が定める諸規程及び強化指定選手等行動規範等を遵守すること。
（9）18 歳未満の者は親権者の承認が得られること。

第18条（義務）
強化指定選手及び育成選手は、当連盟が求めた場合、練習状況、競技活動、健康状態等に関する報告又は資料の提出を行わなければならない。

第19条（選手の活動状況等の確認及び報告）
選手強化委員会は、強化指定選手及び育成選手について、次に掲げる事項を確認し、その結果を理事会に報告するものとする。
（1）誓約書及び強化指定選手等行動規範の遵守状況
（2）大会及び合宿等の事業への参加状況

第20条（指定の解除）
以下に該当する選手については、選手強化委員会での審議を経て、理事会の承認の上で指定を解除する場合がある。

（1）当連盟が定める諸規程及び強化指定選手等行動規範等を遵守しなかった選手
（2）正当な事由がなく参加対象の大会及び合宿等の事業を欠席した選手
（3）競技活動を辞めたと見なされる選手や練習不足で競技力を維持出来ない選手
（4）アンチ・ドーピング規程に違反した選手
（5）国際クラス分けの結果、NE となった選手
（6）国際クラス分けの結果、競技姿勢に著しい変化を伴うクラス変更や種目変更を受けた選手
（7）第 17 条（対象者）に定める要件のいずれかを満たさなくなった選手

第21条（区分の移行）
（1）育成選手は、評価対象競技会で別添に定める強化指定選手の基準点を達成した場合、第 7 条の手続により、強化指定選手の申請を行うことができる。
（2）強化指定選手の指定期間が満了した選手が育成選手の基準点を達成した場合は、第 15 条に定める申請を行うことができる。
（3）強化指定選手の指定を受けた者について、育成選手の指定は終了する。

第 6 章　雑則

第22条（委任）
本要綱に定めのない事項については、選手強化委員会の審議を経て、理事会が別途定める。

第23条（施行及び経過措置）
（1）本要綱は、理事会の承認を経て施行、期日は附則に定める。
（2）国際大会の派遣選手の選考は、本要綱ではなく別途定める派遣規程による。
（3）本要綱の施行日において現に強化指定選手として指定を受けている者は、当該指定申請の根拠となる記録として用いた種目をもって、本要綱に基づき種目ごとの指定を受けたものとみなす。ただし、当該申請以降に他の種目において基準点を達成している場合は、当該種目についても併せて強化指定を受けるものとする。

附則
この要綱は、2026 年 3 月 14 日から施行する。

附則（2026 年 11 月 15 日改正）
1　この要綱は、2027 年 4 月 1 日から施行する。
2　施行日前に行われた改正前の要綱に基づく申請、指定その他の行為は、なお従前の例

による。

3　施行日時点で育成選手に指定されている者は、次の申請を「再度申請 1 回目」とみなす。

以上

2026 年 11 月15 日

【別添】強化指定選手　評価対象競技会および基準点

（評価対象大会）

① パラリンピック競技大会
② アジアパラ競技大会
③ WSPS世界選手権
④ WSPSワールドカップ
⑤ WSPSワールドグランプリ
⑥ 日本パラ射撃連盟主催大会（春季パラ、全日本パラなど）
⑦ その他、選手強化委員会が事前に認める競技会

（A 基準点）

記号	種目	性別	クラス	基準点
R1	10m エアライフル立射 60 発	男子	SH1	623.5
R2	10m エアライフル立射 60 発	女子	SH1	623.8
R3	10m エアライフル伏射 60 発	混合	SH1	635.8
R4	10m エアライフル立射 60 発	混合	SH2	633.9
R5	10m エアライフル伏射 60 発	混合	SH2	638.1
R6	50m ライフル伏射 60 発	混合	SH1	623.1
R7	50m ライフル 3×20	男子	SH1	583
R8	50m ライフル 3×20	女子	SH1	582
R9	50m ライフル伏射 60 発	混合	SH2	623.4
P1	10m エアピストル 60 発	男子	SH1	571
P2	10m エアピストル 60 発	女子	SH1	565
P3	25m ピストル 60 発	混合	SH1	578
P4	50m ピストル 60 発	混合	SH1	548

（B 基準点）

記号	種目	性別	クラス	基準点
R1	10m エアライフル立射 60 発	男子	SH1	618.7
R2	10m エアライフル立射 60 発	女子	SH1	618.5
R3	10m エアライフル伏射 60 発	混合	SH1	633.3
R4	10m エアライフル立射 60 発	混合	SH2	630.1
R5	10m エアライフル伏射 60 発	混合	SH2	636.7
R6	50m ライフル伏射 60 発	混合	SH1	619.5
R7	50m ライフル 3×20	男子	SH1	574
R8	50m ライフル 3×20	女子	SH1	571
R9	50m ライフル伏射 60 発	混合	SH2	619.9
P1	10m エアピストル 60 発	男子	SH1	564
P2	10m エアピストル 60 発	女子	SH1	557
P3	25m ピストル 60 発	混合	SH1	569
P4	50m ピストル 60 発	混合	SH1	533

（C 基準点）

記号	種目	性別	クラス	基準点
R1	10m エアライフル立射 60 発	男子	SH1	609.0
R2	10m エアライフル立射 60 発	女子	SH1	613.3
R3	10m エアライフル伏射 60 発	混合	SH1	631.2
R4	10m エアライフル立射 60 発	混合	SH2	629.1
R5	10m エアライフル伏射 60 発	混合	SH2	633.6
R6	50m ライフル伏射 60 発	混合	SH1	618.3
R7	50m ライフル 3×20	男子	SH1	560
R8	50m ライフル 3×20	女子	SH1	560
R9	50m ライフル伏射 60 発	混合	SH2	616.0
P1	10m エアピストル 60 発	男子	SH1	558
P2	10m エアピストル 60 発	女子	SH1	543
P3	25m ピストル 60 発	混合	SH1	561
P4	50m ピストル 60 発	混合	SH1	515

※各ランクの基準点は、リマ世界選手権（2023）、パリパラリンピック競技大会（2024）、チャンウォン世界選手権（2026）、愛知名古屋アジアパラ競技大会（2026）の４大会の結果を参照し、ロサンゼルスパラリンピック競技大会（2028）において、「A：メダル獲得の可能性がある点数」「B：入賞の可能性がある点数」「C：国際大会で入賞の可能性がある点数」に相当する点数として算出した。

以上

2026 年 11 月15 日

【別添】育成選手　評価対象競技会および基準点

（評価対象大会）

強化指定選手評価対象競技会に加え、日本ライフル射撃協会公認競技会（G1～G4）

（基準点）

記号	種目	性別	クラス	基準点
R1	10m エアライフル立射 60 発	男子	SH1	570.0
R2	10m エアライフル立射 60 発	女子	SH1	570.0
R3	10m エアライフル伏射 60 発	混合	SH1	610.0
R4	10m エアライフル立射 60 発	混合	SH2	600.0
R5	10m エアライフル伏射 60 発	混合	SH2	610.0
R6	50m ライフル伏射 60 発	混合	SH1	598.0
R7	50m ライフル 3x20	男子	SH1	535
R8	50m ライフル 3x20	女子	SH1	535
R9	50m ライフル伏射 60 発	混合	SH2	598.0
P1	10m エアピストル 60 発	男子	SH1	525
P2	10m エアピストル 60 発	女子	SH1	520
P3	25m ピストル 60 発	混合	SH1	510
P4	50m ピストル 60 発	混合	SH1	495
BP	ビームピストル 60 発	混合	SH1	510

以上